

つがる西北五広域連合障害者介護給付費等判定審査会委員 の報酬等に関する条例

平成 1 8 年 3 月 2 4 日

条 例 第 7 号

改正 平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日

条 例 第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条において準用する第 1 3 8 条の 4 第 3 項に定めるところにより、障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 5 条の規定に基づいて設置するつがる西北五広域連合障害者介護給付費等判定審査会（以下「判定審査会」という。）の委員に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第 2 条 判定審査会の委員が法第 2 6 条第 2 項に規定する審査判定業務に従事したときは、別表第 1 に定める額の報酬を支給する。

(支給方法)

第 3 条 判定審査会の委員の報酬は日額とし、その職務に従事した日数に応じて報酬を支給する。

(費用弁償)

第 4 条 判定審査会の委員が職務上の事由により旅行したときは、つがる西北五広域連合職員等の旅費に関する条例（平成 1 1 年つがる西北五広域連合条例第 1 3 号。以下「旅費条例」という。）の規定に準じ、別表第 2 によりその費用を弁償する。

2 判定審査会の委員が判定審査会に出席したときは、別表第 2 に掲げる額のうち鉄道賃及び車賃を支給する。ただし、当該路線が 2 キロメートル未満の場合は、これを支給しない。

(平成 2 2 条例 6 ・一部改正)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 2 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1（第 2 条関係）

区 分	報 酬 の 額
判定審査会の長 障害者自立支援法施行令（平成 1 8 年政令第 1 0 号）第 8 条第 2 項に規定する合議体の長、及びその職務代行者	日額 2 2 , 0 0 0 円

その他の判定審査会の委員	日額 18,500円
--------------	------------

別表第2（第4条関係）

日当（1日につき）	鉄道賃	車賃（1キロメートルにつき）
2,600円	旅費条例の規定に準じる	37円